

秋田県公報

目次 ページ

公安委員会告示

○新選証申請料減免並びに経費補助金の募集（図表）……………一

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第46号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年3月30日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

1 講習に係る警備業務の区分

- イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
実施期間
平成19年5月8日（火）から同月11日（金）までの4日間

イ 実施場所

- 秋田市御所野下堤5丁目1番1号
- 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
実施期間
平成19年5月23日（水）から同月25日（金）までの3日間

イ 実施場所

秋田市御所野下堤5丁目1番1号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

- 2 受講定員
30人（定員に達した場合、申込みの受付を打ち切る。）

- 3 受講資格者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者

- 4 受講申込手続
(1) 受付期間

- イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
平成19年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後5時までの間

- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
平成19年4月16日（月）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時までの間

- (2) 受付場所
県内の各警察署

- (3) 提出書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
イ 旧資格者証の写し

- ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

- 5 講習手数料
(1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
23,000円

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
14,000円

- 6 その他
(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

- (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課にお問い合わせのこと。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄